

奈良市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 31 年 1 月 31 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 道 端 孝 治  
同 三 橋 和 史

奈良市市街地開発株式会社

監査結果公表日 平成 29 年 4 月 6 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 平成 31 年 1 月 11 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(2) JR奈良駅第 1 駐車場、第 2 駐車場及びなら 100 年会館駐車場の回数券及び定期駐車券による駐車料金を徴収する際の領収書については、定期駐車券の新規購入者には発行しているが、継続購入者及び回数券の購入者には、申出があった場合以外は発行していなかった。</p> <p>全ての入金に対して必ず領収書を発行し、適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>(2) 平成 29 年 5 月からレジスターを設置し、購入者全員に領収書を発行するよう改めました。</p>
<p>(3) JR奈良駅第 1 駐車場、第 2 駐車場及びなら 100 年会館駐車場の使用料については、週 1 回回収しているが、1 か月分をまとめて市の指定金融機関に払い込んでいた。</p> <p>各々の指定管理に関する基本協定書において、徴収した使用料を速やかに払い込むことと規定されている。適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>(3) 平成 30 年 5 月から、毎週 1 回、市の指定金融機関に納付するよう改めました。</p>